

野菜需給調整関係事務処理要領

	平成 14 年 9 月 2 日付け 14 生産第 2795 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 15 年 4 月 1 日付け 14 生産第 10339 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4158 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8536 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 9547 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 7640 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 27 年 3 月 25 日付け 26 生産第 3289 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 30 年 3 月 19 日付け 29 生産第 2179 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2389 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 6 日付け元生産第 1992 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2576 号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3944 号 農林水産省農産局長通知
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 5279 号 農林水産省農産局長通知
一部改正	令和 6 年 4 月 12 日付け 5 農産第 3967 号-3 農林水産省農産局長通知
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 4129 号 農林水産省農産局長通知

第 1 指定野菜の需給ガイドライン等

1 指定野菜の需給ガイドラインの策定

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する指定野菜（以下「指定野菜」という。）の需要に即した生産及び計画的な出荷の促進に資するため、次により全国生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であって、全国の区域をその地区とするものをいう。以下同じ。）及び系統外登録出荷団体等（全国生産出荷団体に属していない出荷団体又は生産者であって、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の登録を受けたものをいう。以下同じ。）並びに系統外登録出荷団体等以外の一定規模以上の出荷量がある機構の登録を受けた出荷団体又は生産者（以下「特定出荷団体等」という。）が 2 の指定野菜の供給計画を作成する際の目安となる指標（指定野菜の種別等ごとの当該年度又は翌年度における需要量、供給量及び国内産供給量の見通し並びに作付面積の指標。以下「需給ガイドライン」という。）を策定するものとする。

- (1) 農産局長は、法第 3 条第 1 項の規定により公表された指定野菜の需要及び供給の見通しや、近年の需給動向、豊凶変動等を踏まえ、すう勢等を基に需給ガイドラインの案を作成するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)により作成した案について、学識経験者、生産者、出荷団体、卸売業者等の意見を聴くものとする。
- (3) 農産局長は、(2)により意見を聴いて策定した需給ガイドラインを速やかに公表する

とともに、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。第1、第2、第5及び第6において同じ。）及び全国生産出荷団体に通知し、地方農政局長は管内の都道府県知事（以下「知事」という。）に通知するものとする。

2 指定野菜の供給計画の作成

- (1) 全国生産出荷団体、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等は、1の需給ガイドラインを目安としつつ、各団体等の前年度までの供給計画、出荷実績及び販売価格等を踏まえて指定野菜の供給計画を別記様式1により作成し、別表第1の区分に従い同表に掲げる提出期限までに、農産局長に届け出るものとする。ただし、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の(3)に規定する重要野菜（以下「重要野菜」という。）の供給計画にあつては農産局長に承認の申請をするものとする。

なお、全国生産出荷団体にあつては、あらかじめ系統登録出荷団体（全国生産出荷団体に属している出荷団体その他の生産出荷団体であつて、機構の登録を受けたものをいう。以下同じ。）と協議した上で、指定野菜の供給計画を作成するものとし、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等にあつては、その所在地を管轄する知事を経由して、農産局長に届出又は承認の申請をするものとする。

- (2) (1)の場合においては、以下の事項に留意するものとする。

ア 同一区分（別表第1の「指定野菜の区分」における種別等及び主な出荷時期が同一であることをいう。以下ア及びイにおいて同じ。）の指定野菜について2年以上連続して緊急需給調整事業（交付等要綱別記1第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業をいう。以下同じ。）を実施した系統登録出荷団体、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等にあつては、当該指定野菜の供給計画（当初）の作成に際して、前年度の供給計画及び出荷実績と比較して出荷数量、出荷時期等の見直しを行うものとし、その見直し内容を記した書類（別記様式1別添参考様式参照）を、(1)の規定による農産局長への供給計画の届出又は承認の申請時に併せて提出するものとする。

イ アによる供給計画の見直しを行ったものの、同一区分の指定野菜について3年以上連続して緊急需給調整事業を実施することとなった系統登録出荷団体、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等にあつては、当該指定野菜の供給計画（当初）の作成に際して、野菜指定産地の対象市場群（野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知）別記2第2の対象市場群をいう。以下同じ。）における出荷期間合計の出荷数量について、原則として前年度の出荷実績を超えない範囲とするものとする。

ウ 全国生産出荷団体が別記様式1のうち供給計画書（確定計画）を作成する場合には、第2の指定野菜の必要入荷量の見通しを基礎として対象市場群ごとの供給割合を算出し、原則として90パーセント以上110パーセント以下となるよう留意するものとする。

エ 農産局事務担当課から求めがあつた場合には、全国生産出荷団体、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等は、供給計画の補完資料等を提出するものとする。

- (3) 農産局長は、(1)の届出に係る指定野菜（重要野菜を除く。）の供給計画を地方農政局長及び機構に通知し、地方農政局長は知事に通知するものとする。
- (4) 農産局長は、(1)のただし書の申請に係る重要野菜の供給計画が重要野菜の需要及び供給状況からみて適当であると認められるときは、これを承認し、当該供給計画を地方農政局長及び機構に通知し、地方農政局長は知事に通知するものとする。
- (5) 全国生産出荷団体、系統外登録出荷団体等及び特定出荷団体等は、指定野菜の需要及び供給の状況により、別表第2の提出期限の欄に掲げる期日までは、供給計画を変更す

ることができる。この場合においては、(1)から(4)までの規定を準用する。

- (6) 全国生産出荷団体は、作付及び出荷の状況の確認の結果、指定野菜の供給計画の遂行に支障が生ずるおそれがある場合には、作付面積の増加若しくは減少又は適正な出荷の推進について、系統登録出荷団体等に対し、必要な指導を行うものとする。

第2 指定野菜の必要入荷量の見通し

指定野菜の適正かつ安定的な価格形成に資するため、全国生産出荷団体等が第1の2の指定野菜の供給計画を作成する際に対象市場群ごとの供給割合を算出する基礎として、次により指定野菜の必要入荷量の見通しを策定するものとする。

- 1 地方農政局長は、指定野菜の必要入荷量の見通しを策定するためには必要があるときは、管内知事に対し、関係資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、管内知事から提出を受けた関係資料等を基に、流通及び消費の動向等を勘案の上、指定野菜の種別ごと及び対象市場群ごとの月別入荷量（当該対象市場群の転送入荷量を含む。以下同じ。）について、すう勢等を基礎に推計を行い、当該推計を基に指定野菜の必要入荷量の見通しの案を作成するものとする。
- 2 地方農政局長は、1により作成した指定野菜の必要入荷量の見通しの案について、農産局事務担当課と必要な調整を行った上で、別表第3に掲げる区分ごとの策定期限までに、学識経験者、管内都道府県、生産出荷団体、卸売業者等の意見を聴いた上で、指定野菜の必要入荷量の見通しを策定するものとする。
- 3 地方農政局長は、2により策定した指定野菜の必要入荷量の見通しについて速やかに管内知事、機構及び全国生産出荷団体等に通知するものとする。

第3 指定野菜の入荷量及び卸売価格の見通し

地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長。第3において同じ。）は、地域の実情に即した野菜の合理的な出荷の促進による価格の安定及び消費者の野菜の購入の合理化に資するため、次により指定野菜の入荷量及び卸売価格の見通し（以下「見通し」という。）を策定するものとする。

- 1 対象とする市場（以下「主要市場」という。）は、北海道においては札幌市中央卸売市場、東北農政局管内においては仙台市中央卸売市場、関東農政局管内においては東京都中央卸売市場、北陸農政局管内においては金沢市中央卸売市場、東海農政局管内においては名古屋市中央卸売市場、近畿農政局管内においては大阪市中央卸売市場、中国四国農政局管内においては広島市中央卸売市場、九州農政局管内においては福岡市中央卸売市場とする。
- 2 対象とする都道府県は、月ごと及び指定野菜の種類ごとに、1で定めた主要市場において、原則として、過去の月別入荷量のおおむね80パーセントを占める上位の都道府県（3から5までにおいて、「対象県」という。）とし、別表第4-1から別表第4-12までのとおりとする。

なお、対象県は、地方農政局長の報告を基に3年ごとに見直しを行うこととする。

- 3 地方農政局長は、見通しを策定するために、管轄する2で定めた対象県の知事に対し、関係資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。

対象県の知事は、地方農政局長の協力依頼に基づき、指定野菜の生産出荷の動向を別記様式2（以下「調査資料」という。）に取りまとめ、原則として見通しの対象とする月（以下「対象月」という。）の前月の16日までに提出するものとする。このとき、調査資料の提出は事務連絡により送付して差し支えない。

調査資料の提出を受けた地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局）事務担当課は、必要に応じて補完情報の聞き取りを行い、速

やかに他の地方農政局事務担当課及び農産局事務担当課に情報共有するものとする。

なお、調査資料の保存期間は1年未満の取扱とする。

- 4 地方農政局長は、調査資料、主要市場の開設者が発行している資料、大臣官房統計部の資料等を基に、別記様式3において、対象月における見通しの案を作成するものとする。
- 5 地方農政局長は、4により作成した案について、対象県、卸売業者等の意見を聴いた上で、見通しを策定する。このとき、地方農政局長は必要に応じて、検討のために卸売業者等を招集した公表協議会等を開催できるものとする。
- 6 地方農政局長は、5により意見を聴いて策定した見通しを、原則として、対象とする月の前月の末日までに公表するものとする。

このとき、地方農政局長は公表資料に補足資料を添付することができる。

第4 加工・業務用野菜の需給動向

農産局長は、加工・業務用野菜の生産及び出荷の安定に資するため、必要に応じて、次により加工・業務用野菜の需給動向を検討するものとする。

- 1 農産局長は、対象とする加工・業務用野菜の種類を指定し、当該野菜の種類ごとに、大臣官房統計部『野菜生産出荷統計』等を基に、直近年における総入荷量のおおむね80パーセントを占める上位の都道府県（2、3において、「対象県」という。）を選定するものとする。
- 2 農産局長は、加工・業務用野菜の需給動向を検討するために必要があるときは、対象県の知事に対し、関係資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、当該知事から提出のあった関係資料等を基に、次の事項を取りまとめるものとする。
 - (1) 原料及び製品の生産情報並びに販売情報に関する事項
 - (2) 需給動向に関する事項
 - (3) 契約栽培の推進に関する事項
 - (4) 品質の向上に関する事項
 - (5) その他加工原料用野菜の需給安定に関する事項
- 3 農産局長は、2の取りまとめ結果を基に、加工・業務用野菜の需給動向に関する検討資料を作成し、学識経験者、対象県、生産者、出荷団体、実需者等から意見を聴くものとする。

第5 野菜の需給情報の交換

需要に見合った野菜の安定的な供給の確保及び価格の安定に資するため、次により野菜の需給情報の交換を行うものとする。

- 1 地方農政局長は、野菜の需給情報の交換を行うために必要があるときは、管内知事に対し、次の事項に関する資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。
 - (1) 国内生産の動向に関する事項
 - (2) 流通の動向に関する事項
 - (3) 消費の動向に関する事項
 - (4) 輸入の動向に関する事項
 - (5) 価格の動向に関する事項
 - (6) 生産・流通技術の動向に関する事項
 - (7) その他需給動向に関する事項
- 2 地方農政局長は、1の資料等を基に生産、流通、消費、輸入の動向等野菜の需給について、管内都道府県、生産出荷団体、卸売業者等との間で適時情報の交換を行うものとする。

第6 野菜の契約取引の推進

地方農政局長は、消費者や実需者に選好される品質、価格等を備えた野菜の安定的な供給に資するため、必要に応じて、次により野菜の契約取引の推進を図るものとする。

- 1 地方農政局長は、野菜の契約取引に関する検討を行うために必要があるときは、管内知事に対し、関係資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、管内知事から提出のあった関係資料等を基に、次の事項を取りまとめるものとする。
 - (1) 契約取引の実施状況に関する事項
 - (2) 契約内容に関する事項
 - (3) 契約取引による効果、課題及び対策に関する事項
 - (4) その他契約取引に関する事項
- 2 地方農政局長は、1の取りまとめ結果を基に、野菜の契約取引に関する検討資料を作成し、学識経験者、管内都道府県、生産者、出荷団体、実需者等から意見を聴くものとする。

附 則（平成14年9月2日付け14生産第2795号）
この通知による改正は、平成14年9月2日から施行する。

附 則（平成15年4月1日付け14生産第10339号）
この通知による改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日付け15生産第4158号）
この通知による改正は、平成15年9月29日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け16生産第8536号）
この通知による改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日付け18生産第9547号）
この通知による改正は、平成19年3月30日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付け21生産第7640号）
この通知による改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則（平成27年3月25日付け26生産第3289号）
- 1 この通知による改正は、平成27年3月25日から施行する。
 - 2 第1の2の(1)に規定する指定野菜の供給計画の提出期限が平成27年3月31日以前の種別等及び第3の5に規定する主要野菜の入荷量及び卸売価格の見通しの公表日が平成27年5月31日以前のものについては、この通知による改正前の野菜需給調整関係事務処理要領第1の2及び第3並びに別表第1の規定を適用する。

附 則（平成30年3月19日付け29生産第2179号）
この通知による改正は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30生産第2389号）
この通知による改正は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年4月6日付け元生産第1992号）
- 1 この通知による改正は、令和2年4月6日から施行する。
 - 2 令和2年3月31日において、東海農政局長、近畿農政局長及び中国四国農政局長がこ

の通知による改正前の規定に基づき選定していた第3の2の対象県は、同項の規定にかかわらず、同年4月1日に生産局長に報告されたものとみなす。

- 1 東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長及び九州農政局長がこの通知による改正前の規定に基づき選定を見直した第3の2の対象県は、同項の規定にかかわらず、令和2年4月1日に生産局長に報告されたものとみなし、同日から適用する。

附 則（令和3年4月1日付け2生産第2576号）
この通知による改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付け3農産第3944号）
この通知による改正は、令和4年4月1日から施行する。

- 附 則（令和5年4月1日付け4農産第5279号）
- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
 - 2 第3の3に規定する調査資料のうち令和5年4月16日までに報告する対象月が5月の調査資料については、この通知による改正前の野菜需給調整関係事務処理要領第3及び別表第4―5の規定を適用する。

附 則（令和6年4月12日付け5農産第3967号-3）
この通知による改正は、令和6年4月12日から施行する。

- 附 則（令和7年4月1日付け6農産第4129号）
- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正については、令和8年4月1日から適用する。
 - 2 野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第355号）の施行に伴う移行措置として、令和8年度の春ブロッコリー及び夏秋ブロッコリーに係る別表第1及び別表第3の期限は下記のとおりとし、第1の2(1)による供給計画の届出及び第2の2による必要入荷量の見通しの策定は、それぞれ該当する期限までに行うものとする。

別表第1

指 定 野 菜 の 区 分		提 出 期 限	
種 別 等	主な出荷時期	当初計画	確定計画
春ブロッコリー	4月から5月まで	令和7年9月30日	令和8年3月31日
夏秋ブロッコリー	6月から10月まで	令和8年2月28日	令和8年5月31日

別表第3

指 定 野 菜 の 区 分		策定期限	見直し期限
種別等	主な出荷時期		
春ブロッコリー	4月から5月まで	令和7年8月31日	—
夏秋ブロッコリー	6月から10月まで	令和8年1月31日	—

別表第1

指 定 野 菜 の 区 分		提 出 期 限	
種 別 等	主 な 出 荷 時 期	当 初 計 画	確 定 計 画
春キャベツ	4月から6月まで	前年9月30日	3月31日
夏秋キャベツ (※)	7月から10月まで	2月28日	6月30日
冬キャベツ	11月から翌年3月まで	6月30日	10月31日
夏秋きゅうり	7月から11月まで	2月28日	6月30日
冬春きゅうり	12月から翌年6月まで	9月30日	10月31日
秋冬さといも	6月から翌年3月まで	2月28日	5月31日
春だいこん	4月から6月まで	前年9月30日	2月28日
夏だいこん	7月から9月まで	3月31日	6月30日
秋冬だいこん	10月から翌年3月まで	6月30日	9月30日
た ま ね ぎ	4月から10月まで	前年9月30日	3月31日
	11月から翌年3月まで	2月28日	10月31日
夏秋トマト	7月から11月まで	2月28日	6月30日
冬春トマト	12月から翌年6月まで	9月30日	10月31日
夏 秋 な す	7月から11月まで	2月28日	6月30日
冬 春 な す	12月から翌年6月まで	9月30日	10月31日
春夏にんじん	4月から7月まで	前年9月30日	2月28日
秋にんじん	8月から10月まで	3月31日	7月31日
冬にんじん	11月から翌年3月まで	6月30日	10月31日
春 ね ぎ	4月から6月まで	前年9月30日	3月31日
夏 ね ぎ	7月から9月まで	2月28日	6月30日
秋 冬 ね ぎ	10月から翌年3月まで	3月31日	9月30日
春はくさい	4月から6月まで	前年9月30日	2月28日
夏はくさい	7月から9月まで	2月28日	6月30日
秋冬はくさい	10月から12月まで	6月30日	9月30日
	1月から3月まで	前年6月30日	前年12月31日
ばれいしょ	4月から6月まで	前年9月30日	3月31日
	7月から9月まで	2月28日	6月30日
	10月から翌年3月まで	6月30日	9月30日
夏秋ピーマン	6月から10月まで	2月28日	4月30日
冬春ピーマン	11月から翌年5月まで	6月30日	9月30日
春ブロッコリー	4月から5月まで	前年9月30日	3月31日
夏秋ブロッコリー	6月から10月まで	2月28日	5月31日
冬ブロッコリー	11月から翌年3月まで	6月30日	9月30日
ほうれんそう	4月から6月まで	前年9月30日	3月31日
	7月から9月まで	2月28日	6月30日
	10月から翌年3月まで	6月30日	9月30日
春 レ タ ス	4月から5月まで	前年9月30日	3月31日
夏 秋 レ タ ス	6月から10月まで	2月28日	5月31日
冬 レ タ ス	11月から翌年3月まで	6月30日	9月30日

(※) 令和7年度のみ措置として、夏秋キャベツのうち対象出荷期間（交付等要綱別記2第4の対象出荷期間をいう。）が11月1日から11月15日のものについては、当初計画の提出期限を5月31日とする。

別表第2

指 定 野 菜 の 区 分		提 出 期 限
種 別 等	主 な 出 荷 時 期	変 更 計 画
春キャベツ	5月から6月まで	4月30日
冬キャベツ	1月から3月まで	前年12月31日
夏秋きゅうり	10月から11月まで	9月30日
冬春きゅうり	3月から6月まで	2月28日
	5月から6月まで	4月30日
秋冬さといも	8月から翌年3月まで	7月31日
	10月から翌年3月まで	9月30日
	1月から3月まで	前年12月31日
秋冬だいこん	1月から3月まで	前年12月31日
た ま ね ぎ	5月から10月まで	4月30日
	7月から10月まで	6月30日
	8月から10月まで	7月31日
夏秋トマト	10月から11月まで	9月30日
冬春トマト	3月から6月まで	2月28日
	5月から6月まで	4月30日
夏 秋 な す	10月から11月まで	9月30日
冬 春 な す	3月から6月まで	2月28日
	5月から6月まで	4月30日
春夏にんじん	6月から7月まで	5月31日
冬にんじん	1月から3月まで	前年12月31日
秋 冬 ね ぎ	1月から3月まで	前年12月31日
夏はくさい	8月から9月まで	7月31日
秋冬はくさい	11月から12月まで	10月31日
夏秋ピーマン	8月から10月まで	7月31日
冬春ピーマン	1月から5月まで	前年12月31日
	4月から5月まで	3月31日
夏秋ブロッコリー	8月から10月まで	7月31日
冬ブロッコリー	12月から翌年3月まで	11月30日
ほうれんそう	1月から3月まで	前年12月31日
夏秋レタス	8月から10月まで	7月31日
冬 レ タ ス	12月から翌年3月まで	11月30日
	3月	2月28日

別表第3

指 定 野 菜 の 区 分		策 定 期 限	見直し期限
種 別 等	主 な 出 荷 時 期		
春キャベツ	4月から6月まで	前年8月31日	—
夏秋キャベツ	7月から10月まで	1月31日	—
冬キャベツ	11月から翌年3月まで	5月31日	—
夏秋きゅうり	7月から11月まで	1月31日	—
冬春きゅうり	12月から翌年6月まで	8月31日	—
秋冬さといも	6月から翌年3月まで	1月31日	5月31日
春だいこん	4月から6月まで	前年8月31日	—
夏だいこん	7月から9月まで	1月31日	—
秋冬だいこん	10月から翌年3月まで	5月31日	—
た ま ね ぎ	4月から10月まで	前年8月31日	1月31日
	11月から翌年3月まで	1月31日	5月31日
夏秋トマト	7月から11月まで	1月31日	—
冬春トマト	12月から翌年6月まで	8月31日	—
夏 秋 な す	7月から11月まで	1月31日	—
冬 春 な す	12月から翌年6月まで	8月31日	—
春夏にんじん	4月から7月まで	前年8月31日	—
秋にんじん	8月から10月まで	1月31日	—
冬にんじん	11月から翌年3月まで	5月31日	—
春 ね ぎ	4月から6月まで	前年8月31日	—
夏 ね ぎ	7月から9月まで	1月31日	—
秋 冬 ね ぎ	10月から翌年3月まで	1月31日	5月31日
春はくさい	4月から6月まで	前年8月31日	—
夏はくさい	7月から9月まで	1月31日	—
秋冬はくさい	10月から12月まで	5月31日	—
	1月から3月まで	前年5月31日	—
ばれいしょ	4月から6月まで	前年8月31日	—
	7月から9月まで	1月31日	—
	10月から翌年3月まで	5月31日	—
夏秋ピーマン	6月から10月まで	1月31日	—
冬春ピーマン	11月から翌年5月まで	5月31日	8月31日
春ブロッコリー	4月から5月まで	前年8月31日	—
夏秋ブロッコリー	6月から10月まで	1月31日	—
冬ブロッコリー	11月から翌年3月まで	5月31日	—
ほうれんそう	4月から6月まで	前年8月31日	—
	7月から9月まで	1月31日	—
	10月から翌年3月まで	5月31日	—
春 レ タ ス	4月から5月まで	前年8月31日	—
夏 秋 レ タ ス	6月から10月まで	1月31日	—
冬 レ タ ス	11月から翌年3月まで	5月31日	—

対象月:1月

対象月:1月

管	对
---	---

管轄農政局等（提出先）	対象野菜	都道府県名																				品目数計
		だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも			
農産局	1 北海道	○				○	○	○										○	○		6	
東北	2 青森県																				0	
	3 岩手県																				0	
	4 宮城県			○		○	○			○				○							5	
	5 秋田県																				0	
	6 山形県																				0	
	7 福島県																				0	
	8 茨城県		○	○	○	○	○			○						○					7	
関東	9 栃木県													○							1	
	10 群馬県					○	○		○					○							3	
	11 埼玉県					○	○		○										○		4	
	12 千葉県	○	○		○		○				○								○		6	
	13 東京都																				0	
	14 神奈川県	○																			1	
	19 山梨県																				0	
	20 長野県						○														1	
	22 静岡県	○					○			○											3	
北陸	15 新潟県																		○		1	
	16 富山県																				0	
	17 石川県	○					○												○		3	
東海	18 福井県																				0	
	21 岐阜県														○						1	
	23 愛知県	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○						11	
	24 三重県							○							○						2	
近畿	25 滋賀県																				0	
	26 京都府																				0	
	27 大阪府																				0	
	28 兵庫県			○	○					○								○			4	
	29 奈良県																				0	
	30 和歌山県	○		○																	2	
中国四国	31 鳥取県									○											1	
	32 島根県																				0	
	33 岡山県			○																	1	
	34 広島県					○		○	○												3	
	35 山口県																				0	
	36 徳島県	○				○		○		○	○										5	
	37 香川県							○		○											2	
	38 愛媛県																		○		1	
九州	39 高知県							○				○	○			○					4	
	40 福岡県	○				○	○		○		○	○	○	○							8	
	41 佐賀県					○						○	○								3	
	42 長崎県	○	○									○		○			○				5	
	43 熊本県		○			○	○				○	○	○		○	○					8	
	44 大分県				○			○	○												4	
	45 宮崎県				○							○		○	○	○			○		6	
46 鹿児島県	○	○	○	○								○			○	○				7		
	47 沖縄県																				0	
	計	11	6	9	9	10	11	7	5	10	9	5	0	8	4	4	3	2	6	119		

見通しの検討に調査資料が必要な主要市場								
札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋市	大阪市	広島市	福岡市	
○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	○	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	○	○	○	○	○	-	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-
○	-	○	○	○	○	-	-	-
○	○	○	○	○	-	-	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-
○	-	○	○	○	○	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	○	-	-	-	-
○	-	○	-	○	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	○	○	○	○	○	○	○	-
-	○	○	○	○	○	○	○	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	○	○	-	-	○	○	○	-
-	-	○	-	-	-	○	-	-
○	○	○	○	○	○	○	○	-
○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	-	○	○	○	○	○	○
○	○	○	-	○	○	○	○	○
-	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-

対象となる野菜及び対象県

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名	品目数計																	
		だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも
農産局	1 北海道	○				○	○	○									○	○	
東北	2 青森県																		
	3 岩手県																		
	4 宮城県					○	○					○							
	5 秋田県																		
	6 山形県																		
	7 福島県																		
関東	8 茨城県		○	○	○	○	○		○	○		○		○					
	9 栃木県											○							
	10 群馬県			○		○	○		○	○									
	11 埼玉県					○	○		○									○	
	12 千葉県	○	○		○	○	○			○								○	
	13 東京都																		
	14 神奈川県	○																	
北陸	15 山梨県																		
	16 長野県																		
	17 静岡県	○					○		○			○							
	18 新潟県																	○	
	19 富山県																		
	20 石川県						○											○	
東海	21 福井県																		
	22 岐阜県												○						
	23 愛知県		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
	24 三重県							○					○						
近畿	25 滋賀県																		
	26 京都府																		
	27 大阪府																		
	28 兵庫県			○	○				○								○		
	29 奈良県																		
	30 和歌山県	○																	
中国四国	31 鳥取県						○		○										
	32 島根県								○										
	33 岡山県			○															
	34 広島県					○		○	○			○							
	35 山口県																		
	36 徳島県	○				○		○		○	○								
	37 香川県							○		○									
	38 愛媛県																	○	
九州	39 高知県							○			○	○			○				
	40 福岡県	○			○	○		○		○	○	○	○	○					
	41 佐賀県																		

[illegible]

別表第4-3

対象となる野菜及び対象県

対象月: 3月

管轄農政局等 (提出先)	対象野菜 都道府県名	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場							
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市
農産局	1 北海道	○	○		○	○	○										○	○		7	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 青森県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	3 岩手県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 宮城県					○	○				○		○							4	-	○	-	-	-	-	-	-
	5 秋田県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 山形県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	7 福島県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	8 茨城県		○	○		○	○			○				○		○				7	○	○	○	○	○	○	-	-
	9 栃木県													○						1	-	○	○	-	-	-	-	-
	10 群馬県					○	○		○		○									4	○	-	○	○	○	○	-	-
	11 埼玉県					○	○				○			○					○	5	○	-	○	○	-	-	-	-
	12 千葉県	○	○		○		○				○								○	6	○	○	○	○	-	-	-	-
	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	14 神奈川県	○			○															2	○	○	○	-	-	-	-	-
	19 山梨県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 長野県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	22 静岡県	○				○	○			○								○		5	-	-	○	○	○	-	-	-
北陸	15 新潟県																		○	1	-	-	-	○	-	-	-	-
	16 富山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	17 石川県						○													1	-	-	-	○	-	-	-	-
	18 福井県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	21 岐阜県					○								○						2	-	-	-	-	○	○	-	-
	23 愛知県		○	○	○	○	○				○	○		○	○					9	○	○	○	○	○	○	○	-
	24 三重県			○				○						○						3	-	-	-	-	○	○	-	-
	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
近畿	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	27 大阪府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	28 兵庫県			○	○					○								○		4	-	-	○	○	○	○	-	-
	29 奈良県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	30 和歌山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	31 鳥取県						○		○											2	-	-	-	-	○	○	○	-
中国四国	32 島根県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	33 岡山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	34 広島県					○		○					○							3	-	-	-	-	-	○	-	-
	35 山口県				○															1	-	-	-	-	-	○	-	-
	36 徳島県	○	○			○		○		○	○									6	-	○	○	○	○	○	○	-
	37 香川県						○		○											2	-	○	○	-	-	○	○	-
	38 愛媛県																		○	1	-	-	○	-	-	○	-	
	39 高知県						○				○	○				○				4	○	○	○	○	○	○	○	-
九州	40 福岡県	○			○	○		○		○	○	○		○	○					9	-	-	○	○	-	○	○	○
	41 佐賀県										○	○								2	-	-	-	-	-	○	○	○
	42 長崎県	○	○	○						○				○	○			○		7	○	-	○	-	○	○	○	○
	43 熊本県		○	○	○	○					○	○		○	○					8	○	○	○	○	○	○	○	○
	44 大分県						○	○	○											3	-	-	-	○	○	○	○	○
	45 宮崎県			○							○			○	○	○			○	6	○	○	○	○	○	○	○	○
	46 鹿児島県	○	○	○	○						○					○	○			7	-	○	○	○	○	○	○	○
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	8	8	8	9	12	11	7	3	7	12	5	0	12	5	4	2	4	5	122								

別表第4-4

対象となる野菜及び対象県

対象月: 4月

管轄農政局等 (提出先)	対象野菜 都道府県名	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場								
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市	
農産局	1 北海道		○			○	○			○				○			○	○		7	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 青森県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3 岩手県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
東北	4 宮城県					○	○			○	○			○						5	-	○	-	-	-	-	-	-	
	5 秋田県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6 山形県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7 福島県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8 茨城県	○		○	○	○	○			○	○			○		○				9	○	○	○	○	○	○	-	-	
	9 栃木県									○				○						2	-	○	○	-	-	-	-	-	
	10 群馬県					○	○			○	○									4	-	-	○	○	○	-	-	-	
	11 埼玉県					○	○				○								○	4	○	-	○	○	-	-	-	-	
	12 千葉県	○			○		○				○			○					○	6	○	○	○	○	○	-	-	-	
関東	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14 神奈川県				○															1	○	○	○	-	-	-	-	-	
	19 山梨県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20 長野県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	22 静岡県					○	○													2	-	-	-	○	○	-	-	-	
	15 新潟県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
北陸	16 富山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17 石川県					○	○				○									3	-	-	-	○	-	-	-	-	
	18 福井県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
東海	21 岐阜県					○								○						2	-	-	-	-	○	○	-	-	
	23 愛知県	○		○	○	○	○				○	○		○	○			○		10	○	○	○	○	○	○	○	-	
	24 三重県			○				○						○						3	-	-	-	-	○	○	-	-	
	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27 大阪府											○								1	-	-	-	-	-	○	-	-	
近畿	28 兵庫県				○					○								○		3	-	-	○	○	○	○	-	-	
	29 奈良県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30 和歌山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31 鳥取県						○	○	○											3	-	-	-	-	○	-	○	-	
	32 島根県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33 岡山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
中国四国	34 広島県					○		○		○	○			○						5	-	-	-	-	-	-	○	-	
	35 山口県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	36 徳島県		○			○		○		○	○									5	-	○	○	○	○	○	○	-	
	37 香川県	○					○		○											3	-	-	-	-	-	○	○	-	
	38 愛媛県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	39 高知県										○	○				○				3	○	○	○	○	○	○	○	-	
	40 福岡県	○			○	○		○		○	○	○		○	○					9	-	-	○	-	-	○	○	○	
	41 佐賀県										○	○						○		3	-	○	○	-	-	○	○	○	
	42 長崎県	○	○	○						○					○		○	○		7	-	-	-	-	-	○	○	○	
九州	43 熊本県		○	○	○	○					○	○		○	○	○				9	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44 大分県						○	○	○											3	-	-	-	○	○	-	○	○	
	45 宮崎県			○							○			○	○	○			○	6	○	-	○	-	○	○	○	○	
	46 鹿児島県	○		○	○						○					○	○			6	-	○	○	○	○	○	○	○	
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		7	4	7	8	13	11	7	2	11	15	6	0	12	5	5	3	5	3	124								

別表第4-5

対象となる野菜及び対象県

対象月:5月

管轄農政局等 (提出先)	対象野菜 都道府県名	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場							
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市
農産局	1 北海道	○	○	○		○	○			○	○			○	○		○	○		11	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 青森県	○																		1	-	○	-	-	-	-	-	-
	3 岩手県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	4 宮城県	○		○		○	○			○	○			○						7	-	○	-	-	-	-	-	-
	5 秋田県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 山形県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	7 福島県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 茨城県	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				10	○	○	○	○	○	○	-	-
	9 栃木県													○						1	-	○	○	-	-	-	-	-
	10 群馬県					○				○	○	○								4	-	-	○	-	○	-	-	-
	11 埼玉県					○	○				○									3	○	-	○	○	-	-	-	-
	12 千葉県	○	○		○		○				○			○					○	7	○	○	○	○	○	-	-	-
関東	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	14 神奈川県				○															1	-	○	○	-	-	-	-	-
	19 山梨県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 長野県			○						○										2	-	-	○	○	○	○	○	○
	22 静岡県					○	○													2	-	-	-	○	○	-	-	-
	15 新潟県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
北陸	16 富山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	17 石川県					○					○			○						3	-	-	-	○	-	-	-	-
	18 福井県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	21 岐阜県		○			○								○						3	-	-	-	○	○	○	-	-
	23 愛知県	○		○	○		○				○	○		○	○			○		9	-	○	○	○	○	○	○	-
	24 三重県							○						○						2	-	-	-	-	○	○	-	-
	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	27 大阪府											○								1	-	-	-	-	-	○	-	-
近畿	28 兵庫県				○					○								○		3	-	-	○	○	○	○	-	-
	29 奈良県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	30 和歌山県	○																		1	-	-	-	-	○	-	-	-
	31 鳥取県								○											1	-	-	-	-	-	-	○	-
	32 島根県													○						1	-	-	-	-	-	-	○	-
	33 岡山県			○																1	-	-	-	-	-	-	○	-
中国四国	34 広島県					○		○			○			○						4	-	-	-	-	-	-	○	-
	35 山口県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	36 徳島県		○					○			○									3	○	○	○	○	○	○	○	-
	37 香川県	○						○												2	-	-	-	-	-	○	-	-
	38 愛媛県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	39 高知県										○	○				○				3	○	○	○	○	○	○	○	-
	40 福岡県	○			○	○		○		○	○	○		○	○					9	-	-	○	-	-	○	○	○
	41 佐賀県					○					○	○						○		4	○	○	○	-	-	○	○	○
	42 長崎県	○	○				○			○					○		○	○		7	-	-	○	○	○	○	○	○
九州	43 熊本県	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○				10	○	○	○	○	○	○	○	○
	44 大分県			○			○	○	○	○										5	-	-	-	○	○	-	○	○
	45 宮崎県			○	○						○			○	○	○			○	7	○	-	○	-	○	○	○	○
	46 鹿児島県	○			○						○					○	○			5	-	○	○	-	○	○	○	○
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	12	7	9	9	12	9	6	2	9	16	7	0	14	6	5	3	5	2	133								

対象となる野菜及び対象県

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名																			品目数計
		だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ぱれいしょ	たまねぎ	さといも	
農産局	1北海道	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○		13	
東北	2青森県	○	○							○									2	
	3岩手県					○			○										2	
	4宮城県	○		○	○	○	○		○	○		○							9	
	5秋田県																		0	
	6山形県																		0	
	7福島県										○								1	
関東	8茨城県		○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○			10	
	9栃木県					○						○					○		3	
	10群馬県				○	○			○	○	○						○		6	
	11埼玉県									○									1	
	12千葉県	○	○		○		○			○		○					○		8	
	13東京都																		0	
	14神奈川県																		0	
	15山梨県																		0	
	16長野県			○	○					○	○								4	
	17静岡県						○										○		2	
北陸	18新潟県																		0	
	19富山県																		0	
	20石川県	○				○				○			○						4	
東海	21福井県																		0	
	22岐阜県		○			○							○						3	
	23愛知県	○			○		○			○	○	○	○				○		8	
	24三重県							○					○						2	
	25滋賀県																		0	
近畿	26京都府																		0	
	27大阪府										○						○		2	
	28兵庫県		○														○		2	
	29奈良県							○											1	
	30和歌山県		○																1	
中国四国	31鳥取県								○										1	
	32島根県												○						1	
	33岡山県																		0	
	34広島県	○			○	○		○		○			○						6	
	35山口県	○																○	2	
	36徳島県		○					○		○									3	
	37香川県							○										○	2	
	38愛媛県										○								1	
	39高知県										○	○				○			3	
九州	40福岡県				○															

[illegible]

対象となる野菜及び対象県

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計
農産局	1北海道	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○		13
東北	2青森県	○	○											○		○	○			5
	3岩手県	○			○	○				○	○			○		○				7
	4宮城県				○	○	○				○	○		○		○		○		8
	5秋田県						○				○	○								2
	6山形県										○	○								2
	7福島県											○		○						2
	8茨城県				○	○	○					○		○		○	○			7
関東	9栃木県				○	○	○					○		○				○		5
	10群馬県				○	○					○	○		○						5
	11埼玉県																			0
	12千葉県						○				○			○				○		5
	13東京都																			0
	14神奈川県																			0
	19山梨県											○								1
	20長野県			○	○					○	○					○				5
	22静岡県						○										○			2
北陸	15新潟県																			0
	16富山県																	○		1
	17石川県					○	○				○	○		○	○		○	○		8
東海	18福井県																			0
	21岐阜県	○				○								○						3
	23愛知県						○				○			○	○			○		5
	24三重県							○												1
近畿	25滋賀県											○								0
	26京都府											○								1
	27大阪府											○								1
	28兵庫県															○		○		2
	29奈良県																			0
	30和歌山県		○																	1
中国四国	31鳥取県								○											1
	32島根県													○				○		2
	33岡山県																			0
	34広島県	○			○	○		○			○	○		○		○	○			9
	35山口県																	○		1
	36徳島県							○				○								2
	37香川県							○										○		3
	38愛媛県										○									1

[illegible]

別表第4－8

対象となる野菜及び対象県

対象月：8月

管轄農政局等（提出先）	対象野菜	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場								
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市	
都道府県名																													
農産局	1 北海道	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		14	○	○	○	○	○	○	○	○	
東北	2 青森県	○					○							○		○	○			5	-	○	○	-	○	○	-	○	
	3 岩手県				○	○				○	○			○		○				6	-	○	○	-	○	-	○	-	
	4 宮城県					○	○				○	○		○		○		○		7	-	○	-	-	-	-	-	-	
	5 秋田県						○				○			○						3	-	-	○	-	-	-	-	-	
	6 山形県										○	○								2	-	-	○	○	-	-	-	-	
関東	7 福島県										○			○		○				3	-	-	○	○	-	○	-	-	
	8 茨城県					○	○					○				○	○			5	○	○	○	○	○	-	-	-	
	9 栃木県					○						○		○						3	-	○	○	-	-	-	-	-	
	10 群馬県				○	○						○		○						4	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11 埼玉県						○													1	-	-	-	○	-	-	-	-	
	12 千葉県																	○		1	○	-	-	-	-	-	-	-	
	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14 神奈川県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19 山梨県											○								1	-	-	-	-	○	○	-	-	
	20 長野県				○	○		○			○	○			○	○				7	-	○	○	○	○	○	○	○	
北陸	22 静岡県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15 新潟県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16 富山県						○													1	-	-	-	-	○	-	-	-	
	17 石川県					○	○				○	○			○					5	-	-	-	○	-	-	-	-	
	18 福井県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
東海	21 岐阜県	○				○								○						3	-	-	-	○	○	○	-	-	
	23 愛知県						○					○		○						3	-	-	-	-	○	-	-	-	
	24 三重県							○												1	-	-	-	-	-	○	-	-	
	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
近畿	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27 大阪府											○								1	-	-	-	-	-	○	-	-	
	28 兵庫県															○		○		2	-	-	○	-	○	○	-	-	
	29 奈良県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30 和歌山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
中国四国	31 鳥取県								○											1	-	-	-	-	-	-	○	-	
	32 島根県																	○		1	-	-	-	-	-	○	-	-	
	33 岡山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	34 広島県					○		○	○		○	○		○		○				7	-	-	-	-	-	-	○	-	
	35 山口県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	36 徳島県						○					○								2	-	-	-	-	○	○	○	-	
	37 香川県						○													1	-	-	-	-	-	○	-	-	
	38 愛媛県											○								1	-	-	-	-	-	○	-	-	
	39 高知県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
九州	40 福岡県						○				○	○								3	-	-	-	-	-	-	-	○	
	41 佐賀県										○	○						○		3	-	○	○	-	-	○	○	○	
	42 長崎県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	43 熊本県	○			○						○	○		○	○	○				7	-	-	-	-	-	-	○	○	
	44 大分県						○	○			○	○		○	○	○				7	-	-	-	-	-	○	○	○	
	45 宮崎県										○					○			○	3	○	-	-	-	○	-	○	-	
	46 鹿児島県																	○		1	○	-	-	-	-	-	-	-	
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		4	1	2	5	9	10	6	4	3	15	15	0	13	5	12	3	5	3	115								

対象となる野菜及び対象県

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名	対象野菜																	品目数計	
		だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ぱれいしょ	たまねぎ		さといも
農産局	1 北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		15	
東北	2 青森県	○					○			○			○		○	○		5		
	3 岩手県				○	○			○	○					○			5		
	4 宮城県					○	○			○	○		○		○			6		
	5 秋田県						○			○								2		
	6 山形県						○				○							2		
関東	7 福島県									○			○		○			3		
	8 茨城県					○	○			○	○		○	○	○			7		
	9 栃木県					○					○		○					3		
	10 群馬県				○	○				○	○		○					5		
	11 埼玉県						○			○							○	3		
	12 千葉県												○				○	2		
	13 東京都																	0		
	14 神奈川県																	0		
	19 山梨県									○	○							2		
	20 長野県			○	○		○		○	○					○	○		8		
北陸	22 静岡県																○	1		
	15 新潟県																○	1		
	16 富山県						○										○	2		
	17 石川県					○	○			○	○		○					5		
東海	18 福井県																	0		
	21 岐阜県	○				○							○					3		
	23 愛知県					○	○				○			○				4		
	24 三重県							○										1		
近畿	25 滋賀県																	0		
	26 京都府																	0		
	27 大阪府																○	1		
	28 兵庫県														○			2		
	29 奈良県															○		0		
	30 和歌山県																	0		
中国四国	31 鳥取県								○									1		
	32 島根県																	0		
	33 岡山県																	0		
	34 広島県	○				○		○	○			○			○			7		
	35 山口県																	0		
	36 徳島県							○				○						2		
	37 香川県							○										1		
	38 愛媛県									○								2		
九州	39 高知県										○							1		
	40																			

[illegible]

対象となる野菜及び対象県

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名																		品目数計	
		だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ぱれいしょ	たまねぎ		さといも
農産局	1北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		15	
東北	2青森県	○	○				○						○		○				5	
	3岩手県	○			○										○				3	
	4宮城県			○		○	○		○	○		○						○	8	
	5秋田県						○						○						1	
	6山形県						○												1	
	7福島県									○			○						2	
関東	8茨城県			○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				9	
	9栃木県				○	○					○	○	○						4	
	10群馬県				○	○				○	○	○	○						5	
	11埼玉県					○				○								○	3	
	12千葉県	○			○								○					○	4	
	13東京都																		0	
	14神奈川県																		0	
	19山梨県										○	○							2	
	20長野県			○	○		○		○	○						○			7	
北陸	22静岡県																		0	
	15新潟県	○																○	2	
	16富山県						○											○	2	
	17石川県	○				○	○				○		○						5	
東海	18福井県																	○	1	
	21岐阜県				○								○						2	
	23愛知県				○						○		○	○				○	5	
	24三重県						○												1	
近畿	25滋賀県																		0	
	26京都府																		0	
	27大阪府									○								○	2	
	28兵庫県									○						○			3	
	29奈良県						○												1	
	30和歌山県																		0	
中国四国	31鳥取県								○										1	
	32島根県												○						1	
	33岡山県													○					0	
	34広島県	○				○		○	○		○	○	○		○				8	
	35山口県	○																	1	
	36徳島県							○				○							2	
	37香川県							○											1	
	38愛媛県																	○	1	
九州	39高知県														○				2	
	40福岡県																			

[illegible]

別表第4-11

対象となる野菜及び対象県

対象月:11月

管轄農政局等（提出先）	対象野菜 都道府県名	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場							
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市
農産局	1 北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 青森県	○	○				○													3	-	○	○	-	-	○	-	-
	3 岩手県						○													1	-	-	-	-	○	-	-	-
東北	4 宮城県	○		○	○	○	○			○	○			○					○	9	-	○	-	-	-	-	-	-
	5 秋田県						○													1	-	-	○	-	○	-	-	-
	6 山形県																		○	1	○	-	-	-	-	-	-	-
関東	7 福島県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 茨城県			○	○	○	○			○				○		○				7	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 栃木県					○	○							○					○	4	○	○	○	-	-	-	-	-
	10 群馬県					○			○		○									3	-	-	○	○	○	○	-	-
	11 埼玉県					○	○				○								○	4	○	-	○	○	-	-	-	-
	12 千葉県	○	○		○		○				○			○					○	7	○	○	○	○	○	-	-	-
	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	14 神奈川県	○																		1	-	-	○	-	-	-	-	-
	19 山梨県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 長野県			○	○		○		○											4	-	-	-	-	○	○	○	○
北陸	22 静岡県					○				○										2	-	-	○	○	-	-	-	-
	15 新潟県						○												○	2	-	○	○	○	-	-	-	-
	16 富山県		○				○												○	3	-	-	-	○	○	-	-	-
	17 石川県	○	○	○		○	○				○			○						8	-	-	-	○	○	-	-	-
東海	18 福井県																		○	1	-	-	-	○	-	-	-	-
	21 岐阜県		○			○								○					○	4	-	-	-	-	○	○	-	-
	23 愛知県	○	○	○	○	○					○	○		○	○				○	10	○	-	○	○	○	○	○	-
	24 三重県							○						○						2	-	-	-	-	○	○	-	-
近畿	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	27 大阪府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	28 兵庫県									○								○		2	-	-	○	○	○	○	-	-
	29 奈良県							○												1	-	-	-	-	○	-	-	-
	30 和歌山県	○																		1	-	-	-	-	○	-	-	-
中国四国	31 鳥取県								○											1	-	-	-	-	-	○	○	-
	32 島根県								○					○						2	-	-	-	-	-	-	○	-
	33 岡山県			○																1	-	-	-	-	-	-	○	-
	34 広島県	○				○		○	○		○									5	-	-	-	-	-	-	○	-
	35 山口県	○																		1	-	-	-	-	-	-	○	-
	36 徳島県					○		○		○										3	-	-	-	-	-	○	-	-
	37 香川県							○		○										2	-	-	-	-	-	○	○	-
	38 愛媛県																		○	1	-	-	○	-	○	-	○	-
九州	39 高知県										○	○				○				3	○	○	○	○	○	○	○	-
	40 福岡県	○			○	○		○		○	○	○		○	○					9	-	-	○	-	○	○	○	○
	41 佐賀県										○	○								2	-	-	-	-	-	-	○	○
	42 長崎県	○	○			○				○					○					5	-	-	○	-	-	○	○	○
	43 熊本県	○	○			○					○	○		○	○				○	10	○	○	○	○	○	○	○	○
	44 大分県			○				○	○							○			○	5	-	-	-	-	-	-	○	○
	45 宮崎県				○						○				○	○			○	5	○	-	○	-	○	○	○	○
	46 鹿児島県				○											○			○	3	-	-	-	○	○	○	○	○
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	13	9	8	10	15	13	7	7	9	13	5	0	12	6	7	1	2	16	153								

別表第4-12

対象となる野菜及び対象県

対象月:12月

管轄農政局等（提出先）	対象野菜	だいこん	にんじん	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ	①青ねぎ	②白ねぎ	レタス	きゅうり	なす	トマト	①普通トマト	②ミニトマト	ピーマン	ばれいしょ	たまねぎ	さといも	品目数計	見通しの検討に調査資料が必要な主要市場							
																					札幌市	仙台市	東京都	金沢市	名古屋	大阪市	広島市	福岡市
農産局	1 北海道	○	○		○	○	○										○	○		7	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 青森県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
東北	3 岩手県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 宮城県			○	○	○	○			○			○							6	-	○	-	-	-	-	-	-
	5 秋田県						○													1	○	-	-	-	-	-	-	-
	6 山形県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	7 福島県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
関東	8 茨城県		○	○	○	○	○			○						○				7	○	○	○	○	○	○	-	-
	9 栃木県						○						○							2	-	○	○	-	-	-	-	-
	10 群馬県					○	○		○		○									4	○	-	○	○	○	○	-	-
	11 埼玉県					○	○												○	3	○	-	○	○	-	-	-	-
	12 千葉県	○	○		○	○	○				○		○						○	7	○	○	○	○	○	-	-	-
	13 東京都																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	14 神奈川県	○																		1	○	○	○	-	-	-	-	-
	19 山梨県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 長野県						○		○											2	-	-	-	-	○	○	-	-
	22 静岡県	○				○	○			○										4	-	-	○	○	○	-	-	-
北陸	15 新潟県																		○	1	-	○	-	○	-	-	-	-
	16 富山県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	17 石川県	○	○	○			○												○	5	-	-	-	○	-	-	-	-
東海	18 福井県																		○	1	-	-	-	○	-	-	-	-
	21 岐阜県		○			○													○	3	-	-	-	○	○	○	-	-
	23 愛知県	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				○	12	○	○	○	○	○	○	○	-
	24 三重県							○					○							2	-	-	-	-	○	○	-	-
	25 滋賀県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
近畿	26 京都府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	27 大阪府																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	28 兵庫県			○						○								○		3	○	-	○	○	○	○	-	-
	29 奈良県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	30 和歌山県	○		○																2	-	-	-	-	○	-	-	-
中国四国	31 鳥取県								○											1	-	-	-	-	-	○	○	-
	32 島根県								○											1	-	-	-	-	-	-	○	-
	33 岡山県			○																1	-	-	-	-	-	-	○	-
	34 広島県					○		○	○		○									4	-	-	-	-	-	-	○	-
	35 山口県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	36 徳島県	○				○		○		○	○									5	-	-	-	-	-	○	-	-
	37 香川県						○		○											2	-	○	○	-	-	○	○	-
	38 愛媛県																		○	1	-	-	○	-	-	○	-	
九州	39 高知県						○				○	○				○				4	○	○	○	○	○	○	○	-
	40 福岡県	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○					9	-	-	○	○	-	○	○	○
	41 佐賀県										○	○								2	-	-	-	-	-	-	○	○
	42 長崎県	○	○			○				○					○		○			6	○	-	○	○	○	○	○	○
	43 熊本県		○	○	○	○				○	○	○		○	○				○	10	○	○	○	○	○	○	○	○
	44 大分県			○			○	○	○										○	5	-	-	-	-	○	-	○	○
	45 宮崎県			○	○						○				○	○			○	6	○	○	○	-	○	○	○	○
	46 鹿児島県	○	○	○	○						○					○			○	7	-	-	-	○	○	○	○	○
	47 沖縄県																			0	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	11	9	11	9	13	13	7	6	10	11	5	0	7	5	4	2	2	12	137								

別記様式 1

年産

供給計画書（当初計画）

都 道 府 県 名	産地区分	作付面積			1 0 aあたり収量			収穫量			出荷数量			市場向け									その他向け		
														対象市場群			対象市場群以外								
		月			計			対象市場群以外																	
		本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B
	野菜指定産地	ha	ha	%	kg	kg	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%
	野菜指定産地に準ずる産地																								
	その他産地																								
	計																								
全 国 計	野菜指定産地																								
	野菜指定産地に準ずる産地																								
	その他産地																								
	計																								

（記入上の注意）

- (1) 産地は、野菜指定産地、野菜指定産地に準ずる産地（県生産出荷団体が野菜指定産地並みに供給計画を作成できると認めた産地をいう。）及びその他産地に区分する。
- (2) 作付面積は、は種又は植付けして発芽又は定着する野菜の利用面積とする。
- (3) 収穫量は、栽培して、収穫・収納するもののうち、品質規格が一定基準以上のものの量とする。この場合、収穫せずにほ場に放棄するものは収穫量に含めない。
- (4) 出荷量は、生食用及び加工用として販売するものの量として、生産者が自家消費するものや種子及び飼料用として販売するものは含めない。また、対象市場群向けには、県生産出荷団体又は産地農協が生産者から出荷委託を受けて出荷されるものの量を記載すること。
- (5) 令和7年度中における春ブロッコリー及び夏秋ブロッコリーの供給計画の作成にあたっては、令和8年度から野菜指定産地として指定される予定の産地（計画提出以前に野菜指定産地として告示されたものに加え、令和8年度の主な出荷期間の開始前までに都道府県から野菜指定産地として推薦される予定の産地も含む。）についても、野菜指定産地欄に記載するものとする。

都道府県名		産地区分		市 場 向 け																												その他向け			合計			
				対 象 市 場 群																								対象市場群以外										
				北海道ブロック			東北ブロック			関東ブロック			北陸ブロック			東海ブロック			中国ブロック			四国ブロック			九州ブロック			沖縄ブロック			計			本年 A			前年 B	
本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B	本年 A	前年 B	A/B						
	野菜指定産地	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%	t	t	%				
	野菜指定産地に準ずる産地																																					
	その他産地																																					
	計																																					
全国計	野菜指定産地																																					
	野菜指定産地に準ずる産地																																					
	その他産地																																					
	計 ①																																					
必要入荷量 ②		t			t			t			t			t			t			t			t			t			t			t			t			
供給割合 ①／②		%			%			%			%			%			%			%			%			%			%			%			%			

（記入上の注意）

(1) 出荷量は、生食用及び加工用として販売するものの量として、生産者が自家消費するものや種子及び飼料用として販売するものは含めない。また、対象市場群向けには、県生産出荷団体又は産地農協が生産者から出荷委託を受けて出荷されるものの量を記載すること。ただし、契約野菜安定供給制度に基づくものは除くものとし、別業に記載すること。

(2) 令和7年度中における春ブロッコリー及び夏秋ブロッコリーの供給計画の作成にあたっては、令和8年度から野菜指定産地として指定される予定の産地（計画提出以前に野菜指定産地として告示されたものに加え、令和8年度の主な出荷期間の開始前までに都道府県から野菜指定産地として推薦される予定の産地も含む。）についても、野菜指定産地欄に記載するものとする。

別記様式 1 別添参考様式

年 月 日

〇〇年度産△△△（種別）の供給計画について

登録出荷団体名：

1 供給計画と出荷実績及び緊急需給調整事業実施状況

単位：トン

出荷期間		〇月	〇月	〇月	期間計
〇年	供給計画（当初）数量(①)				
	供給計画（確定）数量(②)				
	出荷実績数量(③)				
	緊急需給調整事業実施数量(④)				
	(③+④)				
	(③+④)-②				
〇年	供給計画（当初）数量(①)				
	供給計画（確定）数量(②)				
	出荷実績数量(③)				
	緊急需給調整事業実施数量(④)				
	(③+④)				
	(③+④)-②				

注 1 緊急需給調整事業を実施した年毎に記載することし、必要に応じて欄を追加すること。

注 2 供給計画の変更計画を提出した場合には②の数値は変更後の数値とすること。

注 3 供給計画及び出荷実績数量欄には指定産地共販の対象市場計の数値を記載すること。

2 出荷・販売実績の分析

※ 緊急需給調整事業を実施した各年（及び必要に応じてその前年以前の年）の生産・出荷・販売面の取組及びその実績（価格を含む）等、緊急需給調整事業を実施することとなった要因を分析して記載。

3 供給計画への反映

※ 分析結果を踏まえた本年度の供給計画の策定・見直しの考え方、ポイントを記載。

単位：トン

出荷期間		〇月	〇月	〇月	期間計
前 年	供給計画（当初）数量				
	供給計画（確定）数量				
	出荷実績数量				
本年の供給計画（当初）数量					

注1 必要に応じて欄を追加すること。

注2 供給計画及び出荷実績数量欄には指定産地共販の対象市場計の数値を記載すること。

4 見直し後の供給計画の実効性を確保するための取組

※ 3の供給計画を実現するために、産地において講ずる具体的な取り組みを記載
（例：品種転換、定植時期・面積のコントロール強化、直接契約取引数量の拡大等）

別記様式 2

生 産 動 向 調 査 (〇月調査)

1 生産動向

都道府県名：

[illegible]

注意事項

- 1: 指定産地等名の欄は、作付面積が各都道府県全体のものである場合は、「道全体」や「県全体」と記載してください。
- 2: ①の平年比の定義は、次のとおりです。
平年並み…±3日以内、生育促進…+4日以上、生育遅延…-4日以上
なお、収穫が終了している場合には、①に収穫終了と記載し、②～④には何も記載しないでください。
- 3: ②において、①の要因及び状況を具体的に記載してください。
なお、②には、今後概ね1か月以内に出荷される野菜の生育状況等を具体的に記載してください。
- 4: ③における平年とは、過去5か年平均を原則とするが、厳密な平年比の算出が困難である場合は、大まかなもので構いません。
例…「通常この時期、日量は〇ケースくらいであり、最近は〇ケースのペースで出荷している。」
また、④には、出荷の遅延や回復見込み等、今後概ね1か月先の出荷状況の見込みを具体的に記載してください。
なお、市場の仕向先の変更や、出荷状況の変化（量販店や加工業者との直接取引の動き）等の情報を把握していれば、記載してください。
- 5: ①から④については、可能な範囲内で記載してください。

2 調査月の翌月における出荷見込量

[illegible]

指定野菜の入荷量及び卸売価格の見通し
(令和 年 月、〇〇中央卸売市場)

【月の見通し】

1.入荷量の見通し

2.卸売価格の見通し

(参考) 月の入荷量と卸売価格の見通し

品目	入 荷 量			卸 売 価 格			(参考)前年月の主産地シェア(%)
	前月 比較	前年 比較	平年 比較	前月 比較	前年 比較	平年 比較	
計							

注 1 入荷量と卸売価格の表し方

符 号	入荷量	卸売価格	対比率
↗	多 い	高 い	111%以上
=	並 み	並 み	90%～110%
↘	少 ない	安 い	89%以下

- 2 平年とは過去5力年の平均値である。
- 3 この資料の内容は、令和 年 月 日現在で見込んだものであり、今後の気象条件の変化等により変動があり得る。